



鳥取県公報

令和8年1月20日(火)
号外第3号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則（1）（人事企画課）	4
	鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の一部を改正する規則	
	（2）（人権・同和対策課）	8
	鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則（3）（医療政策課）	9
	鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	
	（4）（農地・水保全課）	19

—公布された規則のあらまし—

◇鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

インターネット上の誹謗中傷又は差別的な情報発信による重大な人権侵害に対応するための体制を整備する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア SNSリスク対策統轄監を新設し、インターネット上の誹謗中傷その他差別行為に係る情報の分析及び対策に関する事務をつかさどる。

イ 地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課内にインターネット人権安心サポートチームを新設する。

(2) 職員の職の設置に関する規則の一部改正

職員の職にSNSリスク対策統轄監を加える。

(3) 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正

日本の国籍を有しない者を任用することができない公の意思の形成に携わる職にSNSリスク対策統轄監を加える。

(4) 施行期日は、令和8年1月23日とする。

◇鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 人権相談窓口が行う支援に、発信者情報の開示の請求に関する援助、特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう求める申出に関する援助及び条例第8条の2第1項の要請の求めへの対応を加える。

(2) 人権相談窓口における人権に関する相談及び防止措置要請等に係る実施状況の公表は、次に掲げる事項についてインターネットに掲載する方法により行うものとする。

ア 人権相談窓口において受け付けた相談の件数及び相談に対する対応状況

イ 条例第8条の2第1項の要請の求めの件数並びに防止措置要請等の件数及び状況

ウ その他人権相談窓口の運営の公平性及び透明性の確保のため必要な事項

(3) 施行期日は、令和8年1月25日とする。

◇鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

学校教育法の一部が改正され、専修学校の専門課程の在籍者の呼称が改められること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次に掲げる規則における各専修学校の専門課程の在籍者の呼称を学生（現行 生徒）に改める。

ア 鳥取県立鳥取看護専門学校学則

イ 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則

ウ 鳥取県立歯科衛生専門学校学則

(2) 次の表の左欄に掲げる専修学校における卒業の認定を受けた者に付与する称号を、同表の中欄に掲げる称号から、それぞれ同表の右欄に掲げる称号に改める。

専修学校	現行	改正後
------	----	-----

鳥取県立鳥取看護専門学校	専門士（看護専門課程）	専門士（医療専門課程）
鳥取県立倉吉総合看護専門学校	〃	〃
鳥取県立歯科衛生専門学校	専門士（歯科衛生士専門課程）	〃

（3） 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

効率的かつ安定的な農業経営を確保することを目的として、農業の構造を転換するために行う土地改良事業に係る国の支援が拡充されることを踏まえ、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- （1） 経営体育成基盤整備事業のうち構造転換集中対策型である事業に係る分担金は徴収しないものとする。
- （2） 施行日は、公布の日とし、改正後の鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定は、令和7年12月22日に可決された令和7年度一般会計補正予算に基づく事業に係る分担金から適用する。

規則

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第1号

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(課及び課内室の設置)				(課及び課内室の設置)			
第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。				第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。			
部局	部内局	課	課内室	部局	部内局	課	課内室
略				略			
地域社会振興部	略			地域社会振興部	略		
	人権尊重社会推進局	人権・同和対策課	インターネット人権安心サポートチーム		人権尊重社会推進局	人権・同和対策課	
略				略			
略				略			
(職制及び職務)				(職制及び職務)			
第16条 略				第16条 略			
2~25 略				2~25 略			
26 <u>SNSリスク対策統轄監を地域社会振興部に置き、インターネット上の誹謗中傷その他差別行為に係る情報の分析及び対策に関する事務をつかさどる。</u>				26 略			
27 略				27 略			
28 略				28 略			
29 略				29 略			
30 略							

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	

部長、本部長、所長、理事監、令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長、会計管理者、総局長、次長、局長、事務局長、参事監、^{エスディージーズ}鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、若者Uターン・定住戦略本部事務局長、サイクルツーリズム振興監、業務適正化推進本部事務局長、原子力安全対策監、文化振興監、SNSリスク対策統轄監、関西ワールドマスターズゲームズ鳥取県実施本部事務局長、経済産業振興監、課長、室長、副局長、校長、館長、園長、チーム長、サブチーム長、副所長、副校长、副館長、参考事、副本部長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局次長、債権管理幹、官房長、副官房長、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、危機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官、中部復興支援幹、女性相談支援幹、星空環境推進幹、支所長、総括検査専門員、検査専門員、課長補佐、主幹、総括主計員、地方交通主幹、中山間地域振興リーダー、保育士長、教授、専技主幹、普及主幹、検査主幹、係長、副主幹、主計員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、副保育士長、職業訓練指導主任、普及主任、准教授、農業専門技術員、林業専門技術員、主事、機械技師、電気技師、教官、学芸員補、スポーツ指導主任、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、心理療法士、心理判定員、医療ソーシャルワーカー、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、保育士、薬剤師、衛生技師、造園技師、建築技師、職業訓練指導員、農林技師、水産技師、改良普及員、林業改良指導員、土木技師、総括専門員、専門員、文化財主事、教務主幹、教務主任、講師、場長、主幹学芸員、主幹研究員、上席研究員、分場長、試験地長、主任学芸員、主任研究員、研究主任、学芸員、研究員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、療法士長、管理栄養主幹、歯科衛生主幹、診療放射線主幹、理学療法主幹、作業療法主幹、言語聴覚主幹、臨床心理主幹、臨床検査主幹、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、臨床検査主任、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床

部長、本部長、所長、理事監、令和5年台風第7号災害復旧・復興本部事務局長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局長、会計管理者、総局長、次長、局長、事務局長、参事監、^{エスディージーズ}鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、若者Uターン・定住戦略本部事務局長、サイクルツーリズム振興監、業務適正化推進本部事務局長、原子力安全対策監、文化振興監、関西ワールドマスターズゲームズ鳥取県実施本部事務局長、経済産業振興監、課長、室長、副局長、校長、館長、園長、チーム長、サブチーム長、副所長、副校长、副館長、参考事、副本部長、大阪・関西万博鳥取県魅力発信強化戦略会議事務局次長、債権管理幹、官房長、副官房長、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、危機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官、中部復興支援幹、女性相談支援幹、星空環境推進幹、支所長、総括検査専門員、検査専門員、課長補佐、主幹、総括主計員、地方交通主幹、中山間地域振興リーダー、保育士長、教授、専技主幹、普及主幹、検査主幹、係長、副主幹、主計員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、副保育士長、職業訓練指導主任、普及主任、准教授、農業専門技術員、林業専門技術員、主事、機械技師、電気技師、教官、学芸員補、スポーツ指導主任、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、心理療法士、心理判定員、医療ソーシャルワーカー、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、保育士、薬剤師、衛生技師、造園技師、建築技師、職業訓練指導員、農林技師、水産技師、改良普及員、林業改良指導員、土木技師、総括専門員、専門員、文化財主事、教務主幹、教務主任、講師、場長、主幹学芸員、主幹研究員、上席研究員、分場長、試験地長、主任学芸員、主任研究員、研究主任、学芸員、研究員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、療法士長、管理栄養主幹、歯科衛生主幹、診療放射線主幹、理学療法主幹、作業療法主幹、言語聴覚主幹、臨床心理主幹、臨床検査主幹、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、臨床検査主任、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床

療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師、船長、機関長、航海長、通信長、漁業取締専門員、機関士長、航海士長、通信士長、機関士、航海士、機関員、甲板員、現業職長、現業技術員、現業主任、介助員、農業技手、畜産技手、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、査察指導員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、土地調査員、建築主任、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、肥料検査員、小作主任、普及指導員、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、林業普及指導員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

心理士、臨床検査技師、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師、船長、機関長、航海長、通信長、漁業取締専門員、機関士長、航海士長、通信士長、機関士、航海士、機関員、甲板員、現業職長、現業技術員、現業主任、介助員、農業技手、畜産技手、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、査察指導員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、土地調査員、建築主任、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、肥料検査員、小作主任、普及指導員、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、林業普及指導員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第17条第1項に規定する部局長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第5項の規定により置かれる次長及び同項の規定により置かれる副局長であって組織規則第6条の表の第2欄に掲げる部内局のうち当該部内局内に課が置かれない部内局に置かれるもの、第16条第7項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第13項の規定により置かれる債権管理幹、同条第19項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第20項の規定により置かれる危機管理情報官、同条第21項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第22項の規定により置かれる原子力</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第17条第1項に規定する部局長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第5項の規定により置かれる次長及び同項の規定により置かれる副局長であって組織規則第6条の表の第2欄に掲げる部内局のうち当該部内局内に課が置かれない部内局に置かれるもの、第16条第7項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第13項の規定により置かれる債権管理幹、同条第19項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第20項の規定により置かれる危機管理情報官、同条第21項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第22項の規定により置かれる原子力</p>

モニタリング専門官、同条第23項の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、同条第24項の規定により置かれる原子力安全監督官、同条第26項の規定により置かれるSNSリスク対策統轄監並びに同条第30項の規定により置かれる経済産業振興監

(2)～(5) 略

モニタリング専門官、同条第23項の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、同条第24項の規定により置かれる原子力安全監督官並びに同条第29項の規定により置かれる経済産業振興監

(2)～(5) 略

附 則

この規則は、令和8年1月23日から施行する。

鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第2号

鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則（平成21年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(人権相談窓口が行う支援)	(人権相談窓口が行う支援)
第4条 人権相談窓口は、専門的知見を活用しながら相談に係る当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、必要に応じて次に掲げる支援を行う。	第4条 人権相談窓口は、専門的知見を活用しながら相談に係る当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、必要に応じて次に掲げる支援を行う。
(1)～(8) 略	(1)～(8) 略
(9) <u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u> （平成13年法律第137号）第5条第1項に基づく発信者情報の開示の請求に関する援助	
(10) <u>特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう求める申出に関する援助</u>	
(11) <u>条例第8条の2第1項の要請の求めへの対応</u>	
(12) 略	(9) 略
(13) 略	(10) 略
2～4 略	2～4 略
(公表の方法)	(対応状況等の公表)
第9条 <u>条例第8条の3の公表は、次に掲げる事項についてインターネットに掲載する方法により行うものとする。</u>	第9条 <u>人権相談窓口は、その受け付けた相談の件数、相談に対する対応状況等について、毎年度1回、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u>
(1) <u>人権相談窓口において受け付けた相談の件数及び相談に対する対応状況</u>	
(2) <u>条例第8条の2第1項の要請の求めの件数並びに防止措置要請等の件数及び状況</u>	
(3) <u>その他人権相談窓口の運営の公平性及び透明性の確保のため必要な事項</u>	

附 則

この規則は、令和8年1月25日から施行する。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(単位の修得の認定)	(単位の修得の認定)
第7条 単位の修得の認定は、学習の評価及び <u>学生</u> の出席時間数に基づいて行う。	第7条 単位の修得の認定は、学習の評価及び <u>生徒</u> の出席時間数に基づいて行う。
2～4 略	2～4 略
(卒業)	(卒業)
第9条 校長は、第2条に規定する修業年限以上在学し、かつ、全単位を修得した <u>学生</u> に対して卒業の認定を行い、卒業証書(様式第1号)を授与する。	第9条 校長は、第2条に規定する修業年限以上在学し、かつ、全単位を修得した <u>生徒</u> に対して卒業の認定を行い、卒業証書(様式第1号)を授与する。
2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専門士(医療専門課程)と称することができる。	2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専門士(看護専門課程)と称することができる。
(入学手続)	(入学手続)
第13条 略	第13条 略
2 略	2 略
3 第1項第1号の保証人が保証する極度額の合計は、修業年限全てに係る授業料及び学校徴収金(被服費、教材費、材料費その他の学校における教育に必要な経費として <u>学生</u> から徴収する金額をいう。)の合計に相当する額とする。	3 第1項第1号の保証人が保証する極度額の合計は、修業年限全てに係る授業料及び学校徴収金(被服費、教材費、材料費その他の学校における教育に必要な経費として <u>生徒</u> から徴収する金額をいう。)の合計に相当する額とする。
(転入による入学)	(転入による入学)
第13条の2 校長は、第8条第1項各号に掲げる大学等からの転入による入学を希望する者があるときは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認める場合に限り、その者に対し入学の許可をすることができる。この場合において、第11条及び第11条の2の規定は、適用しない。	第13条の2 校長は、第8条第1項各号に掲げる大学等からの転入による入学を希望する者があるときは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認める場合に限り、その者に対し入学の許可をすることができる。この場合において、第11条及び第11条の2の規定は、適用しない。
(1) 当該大学等の学習内容等が学校の教育内容等に相当するとともに、その者の当該大学等における履修状況が学校の <u>学生</u> の履修状況と同程度であること。	(1) 当該大学等の学習内容等が学校の教育内容等に相当するとともに、その者の当該大学等における履修状況が学校の <u>生徒</u> の履修状況と同程度であること。

<p>(2) 略 2・3 略</p>	<p>(2) 略 2・3 略</p>
<p>(誓約書の提出) 第14条 <u>学生</u>は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。</p>	<p>(誓約書の提出) 第14条 <u>生徒</u>は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。</p>
<p>(住所の変更等の届出) 第15条 <u>学生</u>は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。</p>	<p>(住所の変更等の届出) 第15条 <u>生徒</u>は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。</p>
<p>(休学及び退学) 第16条 略 2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、<u>学生</u>に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。 3・4 略</p>	<p>(休学及び退学) 第16条 略 2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、<u>生徒</u>に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。 3・4 略</p>
<p>(復学) 第18条 略 2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、<u>学生</u>に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</p>	<p>(復学) 第18条 略 2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、<u>生徒</u>に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</p>
<p>(授業料の納付) 第18条の2 略 2 略 3 校長は、<u>学生</u>が授業料の納付期限後4月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に対して、出席停止の処分を行うことができる。 4 校長は、<u>学生</u>が授業料の納付期限後6月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に対して、退学の処分を行うことができる。</p>	<p>(授業料の納付) 第18条の2 略 2 略 3 校長は、<u>生徒</u>が授業料の納付期限後4月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に対して、出席停止の処分を行うことができる。 4 校長は、<u>生徒</u>が授業料の納付期限後6月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に対して、退学の処分を行うことができる。</p>
<p>(授業料等の減免) 第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第1項の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</p>	<p>(授業料等の減免) 第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第1項の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</p>

(1) 授業料 次のいずれかに該当するとき。

ア 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい学生が次のいずれかに該当するとき。

(ア)～(エ) 略

イ 略

(2)・(3) 略

2 略

第19条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の学生の模範となると認められる学生があるときは、これを表彰することができる。

第21条 校長は、学生に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。

様式第1号（第9条関係）

第 号

卒業証書

鳥取県立鳥取看護専門学校専門課程看護学科（3年課程）の課程
を修了したことを証し、専門士（医療専門課程）と称することを
認める

年 月 日 生

年 月 日 生

職 氏名

印

(1) 授業料 次のいずれかに該当するとき。

ア 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒が次のいずれかに該当するとき。

(ア)～(エ) 略

イ 略

(2)・(3) 略

2 略

第19条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

第21条 校長は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。

様式第1号（第9条関係）

年	月	日	生
卒業証書		号	
<p>鳥取県立鳥取看護専門学校専門課程看護学科（3年課程）の課程を修了したことを証し、専門士（看護専門課程）と称することを認める</p>			
<p>年 月 日</p>		<p>年 月 日</p>	
<p>職 名</p>		<p>印</p>	

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第7条 単位修得の認定は、学習の評価及び<u>学生</u>の出席時間数に基づいて行う。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第7条 単位修得の認定は、学習の評価及び<u>生徒</u>の出席時間数に基づいて行う。</p> <p>2～4 略</p>

<p>(卒業)</p> <p>第9条 校長は、第2条に規定する修業年限以上在学し、かつ、学科の全単位を修得した<u>学生</u>に対して卒業の認定を行い、卒業証書（様式第1号）を授与する。</p>	<p>(卒業)</p> <p>第9条 校長は、第2条に規定する修業年限以上在学し、かつ、学科の全単位を修得した<u>生徒</u>に対して卒業の認定を行い、卒業証書（様式第1号）を授与する。</p>
<p>2 前項の規定により卒業の認定を受けた者（看護学科に限る。）は、専門士（<u>医療専門課程</u>）と称することができる。</p>	<p>2 前項の規定により卒業の認定を受けた者（看護学科に限る。）は、専門士（<u>看護専門課程</u>）と称することができる。</p>
<p>(入学手続)</p>	<p>(入学手続)</p>
<p>第13条 略</p>	<p>第13条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 第1項第1号の保証人が保証する極度額の合計は、修業年限全てに係る授業料及び学校徴収金（被服費、教材費、材料費その他の学校における教育に必要な経費として<u>学生</u>から徴収する金銭をいう。）の合計に相当する額とする。</p>	<p>3 第1項第1号の保証人が保証する極度額の合計は、修業年限全てに係る授業料及び学校徴収金（被服費、教材費、材料費その他の学校における教育に必要な経費として<u>生徒</u>から徴収する金銭をいう。）の合計に相当する額とする。</p>
<p>(転入による入学)</p>	<p>(転入による入学)</p>
<p>第13条の2 校長は、第8条第1項各号に掲げる大学等からの転入による入学を希望する者があるときは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認める場合に限り、その者に対し入学の許可をすることができる。この場合において、第11条及び第11条の2の規定は、適用しない。</p>	<p>第13条の2 校長は、第8条第1項各号に掲げる大学等からの転入による入学を希望する者があるときは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認める場合に限り、その者に対し入学の許可をすることができる。この場合において、第11条及び第11条の2の規定は、適用しない。</p>
<p>(1) 当該大学等の学習内容等が学校の教育内容等に相当するとともに、その者の当該大学等における履修状況が学校の<u>学生</u>の履修状況と同程度であること。</p>	<p>(1) 当該大学等の学習内容等が学校の教育内容等に相当するとともに、その者の当該大学等における履修状況が学校の<u>生徒</u>の履修状況と同程度であること。</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(誓約書の提出)</p>	<p>(誓約書の提出)</p>
<p>第14条 <u>学生</u>は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。</p>	<p>第14条 <u>生徒</u>は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。</p>
<p>(住所の変更等の届出)</p>	<p>(住所の変更等の届出)</p>
<p>第15条 <u>学生</u>は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。</p>	<p>第15条 <u>生徒</u>は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。</p>
<p>(休学及び退学)</p>	<p>(休学及び退学)</p>
<p>第16条 略</p>	<p>第16条 略</p>

<p>2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、<u>学生</u>に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</p>	<p>2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、<u>生徒</u>に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</p>
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>
<p>(復学)</p>	<p>(復学)</p>
<p>第18条 略</p>	<p>第18条 略</p>
<p>2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、<u>学生</u>に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</p>	<p>2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、<u>生徒</u>に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</p>
<p>(授業料の納付)</p>	<p>(授業料の納付)</p>
<p>第18条の2 略</p>	<p>第18条の2 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 校長は、<u>学生</u>が授業料の納付期限後4月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に對して、出席停止の処分を行うことができる。</p>	<p>3 校長は、<u>生徒</u>が授業料の納付期限後4月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に對して、出席停止の処分を行うことができる。</p>
<p>4 校長は、<u>学生</u>が授業料の納付期限後6月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に對して、退学の処分を行うことができる。</p>	<p>4 校長は、<u>生徒</u>が授業料の納付期限後6月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に對して、退学の処分を行うことができる。</p>
<p>(授業料等の減免)</p>	<p>(授業料等の減免)</p>
<p>第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第1項の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</p>	<p>第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第1項の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</p>
<p>(1) 授業料 次のいずれかに該当するとき。</p>	<p>(1) 授業料 次のいずれかに該当するとき。</p>
<p>ア 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい<u>学生</u>が次のいずれかに該当するとき。</p>	<p>ア 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい<u>生徒</u>が次のいずれかに該当するとき。</p>
<p>(ア)～(エ) 略</p>	<p>(ア)～(エ) 略</p>
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>(2)・(3) 略</p>	<p>(2)・(3) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第19条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の<u>学生</u>の模範となると認められる<u>学生</u>があるときは、これを表彰することができる。</p>	<p>第19条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の<u>生徒</u>の模範となると認められる<u>生徒</u>があるときは、これを表彰することができる。</p>
<p>第21条 校長は、<u>学生</u>に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。</p>	<p>第21条 校長は、<u>生徒</u>に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。</p>

様式第1号（第9条関係）

年	月	日	称することを認める	第	号
			鳥取県立倉吉総合看護専門学校専門課程の課程を修了したことを証し、専門士（医療専門課程）	卒業証書	
年	月	日		（医療専門課程）	（看護専門課程）
職	氏名	学科	印	と	年 生

備考 助産学科の学生にあっては、「証し、専門士（医療専門課程）と称することを認める」とあるのは「証する」と読み替えるものとする。

様式第1号（第9条関係）

年	月	日	称することを認める	第	号
			鳥取県立倉吉総合看護専門学校専門課程の課程を修了したことを証し、専門士（看護専門課程）	卒業証書	
年	月	日		（看護専門課程）	（看護専門課程）
職	氏名	学科	印	と	年 生

備考 助産学科の生徒にあっては、「証し、専門士（看護専門課程）と称することを認める」とあるのは「証する」と読み替えるものとする。

（鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正）

第3条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和57年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（授業科目の単位の修得の認定）	（授業科目の単位の修得の認定）
第7条 授業科目の単位の修得の認定は、学習の評価及び <u>学生</u> の出席時間数に基づいて行う。	第7条 授業科目の単位の修得の認定は、学習の評価及び <u>生徒</u> の出席時間数に基づいて行う。
2・3 略	2・3 略
（卒業）	（卒業）
第9条 別表に定める全ての授業科目の単位を修得した <u>学生</u> に対しては、卒業証書（様式第1号）を授与する。	第9条 別表に定める全ての授業科目の単位を修得した <u>生徒</u> に対しては、卒業証書（様式第1号）を授与する。
（称号）	（称号）
第9条の2 学校を卒業した者は、専門士（医療専門課程）と称することができる。	第9条の2 学校を卒業した者は、専門士（歯科衛生専門課程）と称することができる。
（入学手続）	（入学手続）
第13条 略	第13条 略

2 略

3 第1項第1号の保証人が保証する極度額の合計は、修業年限全てに係る授業料及び学校徴収金（被服費、教材費、材料費その他の学校における教育に必要な経費として学生から徴収する金銭をいう。）の合計に相当する額とする。

(誓約書の提出)

第14条 学生は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。

(住所の変更等の届出)

第15条 学生は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第16条 学生は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、学生に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 略

(復学)

第17条 休学中の学生は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願（様式第7号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、学生に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(除籍)

第18条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。

(1)～(3) 略

(授業料の納付)

第19条 略

2 略

3 第1項第1号の保証人が保証する極度額の合計は、修業年限全てに係る授業料及び学校徴収金（被服費、教材費、材料費その他の学校における教育に必要な経費として生徒から徴収する金銭をいう。）の合計に相当する額とする。

(誓約書の提出)

第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。

(住所の変更等の届出)

第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第16条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 略

(復学)

第17条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願（様式第7号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(除籍)

第18条 校長は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。

(1)～(3) 略

(授業料の納付)

第19条 略

2 略	2 略
3 校長は、 <u>学生</u> が授業料の納付期限後4月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に對して、出席停止の処分を行うことができる。	3 校長は、 <u>生徒</u> が授業料の納付期限後4月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に對して、出席停止の処分を行うことができる。
4 校長は、 <u>学生</u> が授業料の納付期限後6月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に對して、退学の処分を行うことができる。	4 校長は、 <u>生徒</u> が授業料の納付期限後6月を経過してもなお授業料を納付しないときは、その者に對して、退学の処分を行うことができる。
(授業料等の減免)	(授業料等の減免)
第20条 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第1項の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。	第20条 条例第7条の規定による授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第1項の規定により行うほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。
(1) 授業料 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい <u>学生</u> が次のいずれかに該当するとき。	(1) 授業料 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい <u>生徒</u> が次のいずれかに該当するとき。
ア～オ 略	ア～オ 略
(2) 略	(2) 略
2 略	2 略
(表彰)	(表彰)
第21条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の <u>学生</u> の模範となると認められる <u>学生</u> があるときは、これを表彰することができる。	第21条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の <u>生徒</u> の模範となると認められる <u>生徒</u> があるときは、これを表彰することができる。
(懲戒)	(懲戒)
第22条 校長は、教育上必要があると認めたときは、その事情により、 <u>学生</u> に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する <u>学生</u> に限り行うことができる。	第22条 校長は、教育上必要があると認めたときは、その事情により、 <u>生徒</u> に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する <u>生徒</u> に限り行うことができる。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる <u>学生</u>	(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる <u>生徒</u>
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる <u>学生</u>	(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる <u>生徒</u>
(3) 正当の理由がなくて出席常でない <u>学生</u>	(3) 正当の理由がなくて出席常でない <u>生徒</u>
(4) 学校の秩序を乱し、その他 <u>学生</u> としての本分に反した <u>学生</u>	(4) 学校の秩序を乱し、その他 <u>生徒</u> としての本分に反した <u>生徒</u>
第23条 校長は、 <u>学生</u> に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。	第23条 校長は、 <u>生徒</u> に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。
様式第1号（第9条関係）	様式第1号（第9条関係）

年	月	日	了したことを証し、専門士（医療専門課程）と称することを認め	鳥取県立歯科衛生専門学校専門課程歯科衛生士学科の課程を修了したことを証し、専門士（歯科衛生士専門課程）と称することを認める	第号
職	氏名	印	生	卒業証書	第号
年	月	日	氏名	年	月
職	氏名	印	生	年	月

様式第3号（第13条関係）

誓約書	
職 氏名 様	私は、このたび貴学校学生として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。
年 月 日	
本人 住所	
氏名	
私たちは、上記の者が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任（極度額 円）を引き受けることを保証します。	
年 月 日	
保証人 住所	
氏名	
年 月 日	生
本人との続柄	
保証人 住所	
氏名	
年 月 日	生
本人との続柄	

注 略

様式第4号（第14条関係）

様式第3号（第13条関係）

誓約書	
職 氏名 様	私は、このたび貴学校生徒として入学を許可されましたので、規則を堅く守り、学生の本分に従って学業に精励することを誓います。
年 月 日	
本人 住所	
氏名	
私たちは、上記の者が貴学校に在学中、本人について生じた一切の責任（極度額 円）を引き受けることを保証します。	
年 月 日	
保証人 住所	
氏名	
年 月 日	生
本人との続柄	
保証人 住所	
氏名	
年 月 日	生
本人との続柄	

注 略

様式第4号（第14条関係）

誓約書	誓約書
職 氏名 様	職 氏名 様
私は、このたび <u>貴学校学生</u> の保証人	私は、このたび <u>貴学校生徒</u> の保証人
となりましたので、前の保証人と同様、本人が貴	となりましたので、前の保証人と同様、本人が貴
学校に在学中、本人について生じた一切の責任	学校に在学中、本人について生じた一切の責任
(極度額 円) を引き受けることを保証します。	(極度額 円) を引き受けることを保証します。
年 月 日	年 月 日
保証人 住所	保証人 住所
氏名	氏名
年 月 日生	年 月 日生
本人との続柄	本人との続柄
注 略	注 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第4号

鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
県営土地改良事業	各年度の分担金の額
略	
3 経営体育成基盤整備事業（構造転換集中対策型を除く。）	
（1）・（2） 略	略
略	
備考 略	備考 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定は、令和7年12月22日に可決された令和7年度一般会計補正予算に基づく事業に係る分担金から適用する。